（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第五条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第二条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七三七」を「八・七七六」に、「八・二三〇」を「八・二六六」に、「七・七四八」を「七・七八三」に、「七・二九二」を「七・三二五」に、「六・八六〇」を「六・八九一」に、「六・四五〇」を「六・四八〇」に、「六・〇六二」を「六・〇九〇」に、「五・六九四」を「五・七二〇」に、「五・三四五」を「五・三七〇」に、「五・〇一四」を「五・〇三八」に、「四・七〇〇」を「四・七二三」に、「四・四〇三」を「四・四二五」に、「四・一二二」を「四・一四二」に、「三・八五五」を「三・八七四」に、「三・六〇一」を「三・六二〇」に、「三・三六二」を「三・三七九」に、「三・一五一」を「三・一三四」に、「二・九一九」を「二・九三四」に、「二・七一四」を「二・七二九」に、「二・五二二」を「二・五三五」に、「二・三三七」を「二・三五一」に、「二・一六三」を「二・一七六」に、「一・九九八」を「二・〇一〇」に、「一・八四二」を「一・八五三」に、「一・六九四」を「一・七〇五」に、「一・五五三」を「一・五六四」に、「一・四二〇」を「一・四三〇」に、「一・〇六一」を「一・〇六九」に、「一・一七五」を「一・一八三」に、「〇・八五二」を「〇・八五九」に、「〇・七五五」を「〇・七六二」に、「〇・六六四」を「〇・六七〇」に、「〇・五七〇」を「〇・五八三」に、「〇・四九五」を「〇・五〇一」に、「〇・四一七」を「〇・四二三」に、「〇・三四三」を「〇・三四八」に、「〇・一九四」を「〇・一九九」に、「〇・一四八」を「〇・一五三」に、「〇・一三一」を「〇・一三六」に、「〇・一一五」を「〇・一二〇」に、「〇・〇九六」を「〇・一〇〇」に、「〇・〇七七」を「〇・〇八二」に、「〇・〇六一」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五一」に、「〇・〇三四」を「〇・〇三九」に、「〇・〇二六」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一七」を「〇・〇二二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	〇・〇〇四

別表第二中「四・八一九」を「四・八六六」に、「四・五二七」を「四・五七一」に、「四・一七五」を「四・二一六」に、「三・八〇九」を「三・八四八」に、「三・六二九」を「三・六六六」に、「三・三四二」を「三・三七七」に、「三・一三二」を「三・一六四」に、「二・九七二」を「三・〇〇四」に、「二・七七三」を「二・八〇三」に、「二・五八六」を「二・六一五」に、「二・三〇一」を「二・三四〇」に、「一・九八六」を「二・〇一〇」に、「一・六七三」を「一・六九五」に、「一・一三二」を「一・一五七」に、「一・九八七」を「一・一八七」に、「〇・九四三」を「〇・九五八」に、「〇・九五八」を「〇・九七九」に、「〇・七九〇」を「〇・八〇三」に、「〇・六四三」を「〇・六五六」に、「〇・五八六」を「〇・六〇四」に、「〇・四一一」を「〇・四二三」に、「〇・三九四」を「〇・四〇六」に、「〇・三〇九」を「〇・三一九」に、「〇・二八四」を「〇・二九五」に、「〇・二五六」を「〇・二六六」に、「〇・二三一」を「〇・二四一」に、「〇・二二四」を「〇・二三三」に、「〇・二一四」を「〇・二二四」に、「〇・一八七」を「〇・一九六」に、「〇・一五一」を「〇・一六〇」に、「〇・一一四」を「〇・一二三」に、「〇・〇九九」を「〇・一〇九」に、「〇・〇七五」を「〇・〇八四」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四九」を「〇・〇五九」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四九」に改め、同表に次のように加える。

平成二十三年度	〇・〇三九

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十七年度従前額改定率」を「平成二十八年度従前額改定率」に改め、同条第二項中「平成二十七年度従前額改定率」を「平成二十八年度従前額改定率」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第七条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第二条の見出し中「平成二十七年度及び平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「〇・九五二」を「〇・九七六」に改め、同条第二項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条の表中「四六、七七〇円」を「四八、七八〇円」に、「九三、五四〇円」を「九七、五六〇円」に、「一四〇、三一〇円」を「一四六、三四〇円」に、「一八七、〇八〇円」を「一九五、一二〇円」に、「二三三、八五〇円」を「二四三、九〇〇円」に、「二八〇、六二〇円」を「二九二、六八〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九〇九

別表第一第一号から第八号までの表中

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

を

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九八五
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九五一

に改め、同表第九号から第十八号までの表中

四月から平成二十六年三月まで	〇・九七七
四月から平成二十七年三月まで	〇・九五一
四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

を

平成二十五年	平成二十五年
平成二十六年	平成二十六年
平成二十七年	平成二十七年
平成二十八年	